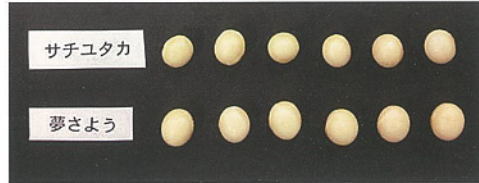


# 1. 夢さよう (もち大豆) の品種特性

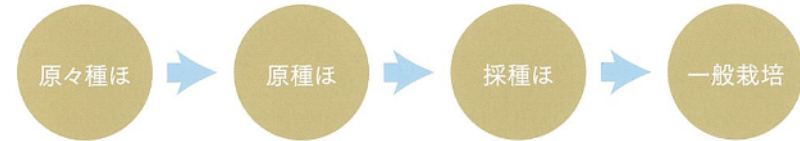
品種名	播種期	開花期	成熟期	主茎長	裂莢性	百粒重g	形状	種皮の色	へその色	裂皮
サチユタカ	6/22	8/5	10/27	51.4cm	中	34.1g	球	白	黄	少
夢さよう	6/23	8/16	11/17	92.3cm	難	41.3g	楕円	白	淡褐	無



- ・晩熟で主茎が長く、倒伏しやすい
- ・裂莢しにくい
- ・大粒

- ◆昭和61年 品種試験の中から佐用在来もち大豆を優良品種と位置づける
- ◆昭和63年 種子栽培スタート
- ◆平成4~6年 兵庫県中央農業技術センターで優良系統を選抜
- ◆平成6年 町内において優良系統(原々種)、原種の生産体制ができる
- ◆平成18年 兵庫県認定品種「夢さよう」となる

# 2. 佐用在来の種子を大切に守っています



- ・原々種ほ、原種ほ、採種ほを佐用町内に設置しています。
- ・原々種ほでは、品種の特徴を満たす基準で厳しく選抜した1株から翌年の原々種を採ります。
- ・原種ほでは、原々種ほでとれた種子を栽培し、異形の抜き取りや厳重な栽培管理を行っています。

原種を育てるといのは、佐用の伝統の味を守ること。いつも真剣勝負。



「原々種」は、5つの区それぞれ100粒を一粒ずつ手で播きます。  
夏場暑い中、土寄せ作業を行います。  
花が咲いて莢が伸び出す頃に、病害虫防除を丁寧にいきます。  
他系統が混ざらないように手作業で刈取り・脱穀を行います。

優良系統維持のため異形を抜き取る



発芽後、開花期、収穫前と関係機関では場内を見て回ります。

夢さよう栽培暦

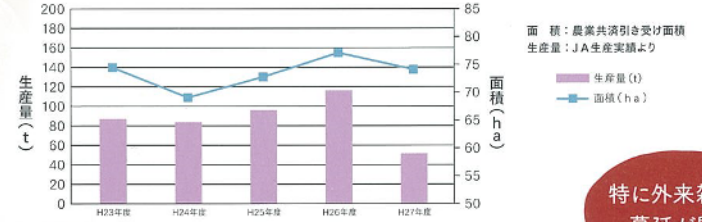
6月下旬～7月上旬	播種(条間70cm、株間25cm) 種子量4kg/10a
7月中旬～8月上旬	中耕培土1～2回 倒伏しやすいので、必ず土寄せを行う
8月下旬～9月上旬	病害虫防除(紫斑病及び子実害虫予防)
12月上旬	収穫

# 3. 栽培の実際

機械化・省力化が進んでいます。



佐用町における夢さよう栽培面積と生産量の推移



特に外来雑草の蔓延が問題

## 「佐用もち大豆」

佐用町はもち大豆発祥の地として、地域の宝であるこの大豆について、一定の基準を満たして作るものを「佐用もち大豆」としてブランド化しています。

千種川流域の豊かな土壌、昼夜の寒暖差、そして朝霧が育む大粒の大豆は、味噌などに加工され佐用町の特産品になっています。

獣害、病虫害、雑草害、天候不順に負けず…



より良い大豆を生産するために

J A 兵庫西集落営農組織協議会佐用支部大豆部会の活動



お互いのは場を見て回る巡回研修

追肥の効果的な施用で収量品質アップ

記者発表（資料配布） 本紙のみ			
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
平成 29 年 5 月 25 日（木） 午後 3 時 00 分	農林振興課 農林水産振興室	0790-82-0667	室 長 衣笠俊博 （主 事 柳生知美）

## 件 名：「佐用もち大豆」の G I 登録を目指す「振興部会」を設立

町では、佐用町特産のもち大豆（品種名「夢さよう」）を「佐用もち大豆」として、地理的表示（G I）の登録を目指すとともに、その価値をより高めていくための第一歩として、「佐用もち大豆振興部会」を設立します。

このたび、次のとおり「佐用もち大豆振興部会」の設立総会を開催しますので、お知らせします。

### 1. 開催概要

- ・ と き 平成 29 年 5 月 31 日（水） 午後 7 時 30 分から
- ・ と こ ろ 佐用町役場第 1 庁舎西館 2 階 防災会議室 1
- ・ 内 容 設立趣旨の説明、規約案の承認、G I 登録に向けたスケジュールなど
- ・ 参集範囲 「佐用もち大豆」の生産者、生産希望（予定）者など 約 30 人

### 2. 佐用もち大豆について

古来より上月地域（旧上月町）で栽培されてきたといわれる「もち大豆」、一時絶えかけましたが、約 30 年前から本格的な栽培を開始し、現在では独自系統の大豆として県内外でひろく認められています。平成 18 年度には県の認定品種「夢さよう」に指定されました。寒暖の差が大きい佐用町の気候をいかし、現在町内で 70ha ほど栽培され、原種・種子栽培も行っています。

特徴は、粒が大きく、もちもちとした独特の食感で甘味やこくが強いことです。味噌や豆腐などに加工した商品は、町を代表する特産品となっています。

### 3. 地理的表示（G I）について

同制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法や、気候・風土・土壌などの生産地の特性によって、高い品質や評価を獲得している農林水産物・食品について、その製品の名称を品質の基準とともに国に登録し、知的財産として保護するものです。

現在、全国で 30 製品の登録があり、県内では但馬牛と神戸ビーフが登録されています。

「佐用もち大豆」は、平成 29 年度中の登録を目指しています。